

第 2 条 連邦国税庁は、以下の場合において、連邦政府歳入徴収票 (Darf) 又は社会保障費納付書 (GPS) により徴収されるその他の連邦歳入に関するものと併せて、同庁所管の租税として徴収される課税額を還付することができる。

第 I 号 自発的な請求若しくは支払い、不適正な請求若しくは支払い、又は、適正な徴収金額を超過した請求若しくは支払いに該当する場合。

第 II 号 租税債務者としての適格性、適用税率の決定、課税債務額の計算、又は、支払いに関するあらゆる書類の作成若しくは照合に関する過誤に該当する場合。

第 III 号 課税処分決定の変更、取消し、撤回又は解除に該当する場合。

第 1 項 連邦国税庁は、第 I 号から第 III 号に該当する場合で、連邦国税庁が所管する租税に関する主たる納税義務又は従たる納税義務を定める法令所定の罰金及び遅延利息として徴収される金額についても還付することができる。

第 2 項 連邦国税庁は、債権に関して、歳入を所管する機関又は組織により事前の認定がなされる場合には、連邦政府歳入徴収票 (Darf) 又は社会保障費納付書 (GPS) により徴収される歳入で、同庁が所管しない歳入額の還付を行う。

第 3 項 連邦国税庁は、協定を通じて行われる直接徴収の場合を除き、他の機関又は基金のために徴収される金額の還付を行う権限を有する。

第 3 条 第 2 条が規定する還付は、以下の方式で行われる。

第 I 号 租税債務者又は該当金額の還付申請を行うことを許可される者による申請を通じて。

第 II 号 自然人所得税年間調整申告 (DIRPF) 電子手続きを通じて。

第 1 項 租税債務者は、還付、償還又は払戻し及び相殺宣言の申請プログラム (PER/DCOMP) の利用を通じて、本条本文第 I 号が規定する還付を申請する。

第 2 項 還付、償還又は払戻し及び相殺宣言の申請プログラム (PER/DCOMP) を利用することができない場合には、本指示通達添付 I 記載の還付又は償還申請書式、又は、同通達添付 II 記載の社会保障納付金に関する不適正額還付申請書式により、該当する場合には、債権を証明する書類を添付の上で、申請を行う。

第 3 項 租税債務者の代理人が還付申請を作成する場合には、申請人は、公正証書又は私署証書により付与される委任状、未成年後見証書又は成年後見証書、又は、該当する場合には、該当金額を申請する許可を代理人に付与する裁判所許可書、若しくは、裁判所決定書を連邦国税庁に提出しなければならない (2014 年 8 月 15 日付連邦国税庁指示通達第 1490 号による変更)。

第 4 項 還付、償還又は払戻し及び相殺宣言の申請プログラム (PER/DCOMP) を利用して租税債務者の代理人が還付申請を作成する場合には、還付申請について決定するため、管轄機関による通知文の受領後、第 3 項が規定する書類を連邦国税庁に提出する。

第 5 項 自然人所得税年間調整申告 (DIRPF) において確認される所得税の還付については、第 10 条、第 13 条及び第 14 条の規定を例外として、本事項を扱う連邦国税庁規則が規定する。

第 6 項 年間調整の対象となる所得にかかる暦年度における源泉所得税の還付を希望する租税債務者は、自然人所得税年間調整申告 (DIRPF) の提出を免除されている場合においても、自然人所得税年間調整申告 (DIRPF) の提出を通じて還付申請をしなければならない。

第 7 項 会社とみなされる自然人の場合も含め、自然人が死亡した場合には、還付は、以下の方式により行われる。

第 I 号 遺産分割手続き、又は、遺産分割に関する簡易手続きの対象となる他の財産及び権利が存在している場合には、以下による（2013 年 12 月 19 日付連邦国税庁指示通達第 1425 号による変更）。

a) 裁判所が発行する許可書を通じて。

（2013 年 12 月 19 日付連邦国税庁指示通達第 1425 号による挿入）

b) 遺産分割に関する裁判外手続きにおいて発行される公正証書を通じて。

（2013 年 12 月 19 日付連邦国税庁指示通達第 1425 号による挿入）

第 II 号 1986 年 11 月 21 日付大統領令第 2292 号第 13 条及び 1988 年 12 月 22 日付法律第 7713 号第 34 条の規定により、遺産分割手続き、若しくは、遺産分割に関する簡易手続きの対象となる財産又は権利が存在しない場合には、配偶者、内縁関係当事者、子及び死亡した租税債務者のその他の被扶養者に対して行われる（2013 年 12 月 19 日付連邦国税庁指示通達第 1425 号による変更）。

第 III 号 遺産分割手続き、若しくは、遺産分割に関する簡易手続きの対象となる財産又は権利が存在せず、かつ、第 II 号の規定が適用されない場合には、裁判所が発行する許可書、又は、遺産分割に関する裁判外手続きにおいて発行される公正証書を通じて行われる（2013 年 12 月 19 日付連邦国税庁指示通達第 1425 号による挿入）。

第 7 項-A 第 7 項第 II 号の規定の目的のために、社会保障法制又は軍事関連法制により資格を付与された者を死亡した租税債務者の被扶養者とみなす（2013 年 12 月 19 日付連邦国税庁指示通達第 1425 号による挿入）。

第 8 項 会社承継の場合には、承継会社は、還付申請を行う当事者適格性を有する。

第 9 項 事業が終了する場合には、解散決議で定められる所に従い、債権を保持する出資者が還付申請を行う適格性を有する。

第 10 項 法人の還付申請は、本社たる事業所により作成されなければならない。

第 11 項 不正確に申告された社会保障納付金の還付は、申告内容の訂正を行うことを条件として行われる。ただし、申請者が被保険者又は当該申告に責任を有しない第三者である場合を別とする。

第 12 項 2006 年 12 月 14 日付補足法第 123 号により導入された小規模・零細企業向け租税及び納付金徴収特別統一制度 (Simples Nacional) が対象とする連邦国税庁が所管する租税の還付申請は、第 8 条の場合を例外として、不適正な源泉徴収を理由とする申請も含め、本指示通達添付 I 記載の還付又は償還申請書式により行われなければならない。

第 13 項 個人租税債務者、家事労働者、特別被保険者及び任意被保険者による社会保障納付金として不適正に支払われた金額の還付に関しては、第 1 項及び第 2 項の規定を遵守する。

第 4 条 法人所得税 (IRPJ) 及び純益に対する社会納付金 (CSLL) の還付対象額は、以下の場合に、還付の対象となる。

第 I 号 年次計算の場合には、計算期間の終了年度の翌暦年度の 1 月以降から。

第 II 号 四半期計算の場合には、計算対象四半期の翌月以降から。

第 III 号 分割、新設合併、合併又は事業の終了を理由とする特別計算の場合には、計算期間終了日の翌第 1 営業日以降から。

第 5 条 所得税の地域投資（東北開発融資基金〔Finor〕、アマゾン投資基金〔Finam〕及びエスピリトサント州経済復興基金〔Funres〕）への適用を選択することで徴収される金額は還付の対象とはならない。

補項 本条本文の規定は、地域投資への適用を選択された金額が、法人の経済・税金情報申告（DIPJ）において申告された場合にも適用される。

第 6 条 その性質から、結果として、各金銭的負担の転嫁が生じる連邦国税庁が所管する租税として徴収された金額の還付は、当該負担を引き受けたことを証明する者、又は、第三者に当該負担を転嫁した場合には、当該第三者により明示的に該当金額の受領を許可されていることを証明する者についてのみ行うことができる。

第 7 条 第 1 条補項第 I 号「c」及び「d」が規定する社会保障負担金に関する場合で、以下の者から、不適正に控除される場合には還付を申請することができる。

第 I 号 家事労働者を含む被用者

第 II 号 臨時雇いの労働者

第 III 号 個人の納付債務者

第 IV 号 自然人の農業生産者

第 V 号 特別被保険者

第 VI 号 プロサッカーチームを運営するスポーツ協会

補項 会社又は会社とみなされる主体、及び、家事労働者の雇用者は、本条本文に列挙される自然人又は法人への償還を証明する場合には、納付債務者から不適正に控除した金額の還付を申請できる。

第 II 節

不適正又は過剰な源泉徴収額の還付

第 8 条 自然人若しくは法人を対象とする支払い又は債権に関する会計記入において、連邦国税庁が所管する租税に関して、不適正又は過剰な源泉徴収を行い、源泉徴収額を納付し、不適正又は過剰な源泉徴収額を受益者に返還した租税債務者は、第 3 条第 1 項、又は、第 2 項の方式により還付申請を行うことができる。ただし、第 18 条所定の社会保障納付金の源泉徴収については別とする。

第 1 項 本条本文が規定する返還に関しては、以下の手続きを行わなければならない。

第 I 号 不適正又は過剰な源泉徴収に関する帳簿の記帳に関する、源泉徴収実施者及び支払い又は債権に関する会計記入の受益者による訂正記帳。

第 II 号 連邦国税庁に提出された各種申告、及び、源泉徴収を受けた自然人又は法人にすでに引き渡され、当該源泉徴収について記載した各種明細書に関する源泉徴収実施者による訂正。

第 III 号 当該源泉徴収について記載し、又は、当該源泉徴収が租税控除に利用され、連邦国税庁にすでに提出された各種申告書に関する、支払い又は債権に関する会計記入の受益者による訂正。

第 2 項 租税債務者は、第 41 条の方式における、連邦国税庁が所管する租税に関する租税債務の相殺について、返還される金額に相当する債権額を利用することができる。

第 3 項 本条本文及び第 2 項の規定は、連邦政府に属する独立行政機関及び公益財団法人も含め、連邦政府に属するあらゆる公的機関を対象とする公務員社

会保障計画（CPSS）のための納付金に適用される（2014年12月18日付連邦国税庁指示通達第1529号による挿入）。

第9条 第8条の規定を別として、自然人若しくは法人を対象とする支払い又は債権に関する会計記入において、連邦国税庁が所管する租税に関して、不適正又は過剰な源泉徴収を行った租税債務者は、不適正に源泉徴収された金額が納付された場合には、同一の租税に関して、翌計算期間において納付すべき金額から当該金額を控除することができる。

第1項 年間調整の対象となる所得にかかる所得税の不適正又は過剰な源泉徴収に該当し、自然人を対象とする支払い又は債権に関する会計記入において行われた源泉徴収の場合においては、源泉徴収が行われた暦年度の終了時まで控除が行われなければならない。

第2項 本条本文に規定される目的のため、年間調整の対象となる所得にかかる所得税及び排他的課税の対象となる所得にかかる所得税は別個の租税とみなされる。

第3項 自然人を対象とする支払い又は債権に関する会計記入において、不適正又は過剰に所得税を源泉徴収し、かつ、本条本文所定の手続きを採用する法人は、以下の事項を行わなければならない。

第I号 源泉徴収所得税通知（DIRF）の記載にあたって、以下の事柄を報告すること。

- a) 当該源泉徴収を行う月における源泉徴収額
- b) 控除する月における適正な源泉所得税額、控除純額

第II号 連邦税債務・クレジット申告（DCTF）の記載時に、源泉徴収を行う月と控除する月における債務として実際に支払われた金額を報告する。

第 4 項 本条本文の規定は、法人所得税（IRPJ）、純益に対する社会納付金（CSLL）、社会統合計画基金／公務員財形計画基金（PIS/PASEP）への負担金、社会保険融資納付金（Cofins）、第 1 条補項第 I 号所定の社会保障負担金及び公務員社会保障計画（CPSS）には適用されない（2014 年 12 月 18 日付連邦国税庁指示通達第 1529 号による変更）。

第 10 条 第 8 条所定の返還、又は、第 9 条所定の控除が行われない場合において、年間調整の対象となる所得にかかる源泉所得税額の非償弁済額の還付、及び、義務的な月額納付（carnê-leão）又は補完的納付として支払われた所得税の非償弁済額の還付について、自然人は、専ら、自然人所得税年間調整申告（DIRPF）を連邦国税庁に提出することにより申請する。

第 1 項 所得税の発生及び年間調整の対象となる所得として、自然人所得税年間調整申告（DIRPF）において申告された課税免除所得又は非課税所得に該当する場合には、所得税の非償弁済額の還付については、専ら、訂正用の自然人所得税年間調整申告（DIRPF）を連邦国税庁に提出することにより申請する。

第 2 項 第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条第 1 項の規定は、排他的課税が課される所得に関する自然人を対象とする支払い又は債権の会計記入において源泉徴収される所得税の非償弁済額、及び、自然人所得税（IRPF）の負担額として不適正に支払われる金額について適用される。

第 10 条-A 公務員社会保障計画（CPSS）に関する、不適正額若しくは適正額以上の源泉徴収又は納付に該当する場合において、現職公務員、年金受給者又は複数年金受給者は、該当額の還付を受ける権利を有する（2014 年 12 月 18 日付連邦国税庁指示通達第 1529 号による挿入）。

第 1 項 還付申請書については、支払明細書で還付を処理し、かつ、所得税の源泉徴収を行う支払機関に提出しなければならない（2014 年 12 月 18 日付連邦国税庁指示通達第 1529 号による挿入）。

第 2 項 還付額は、支払実施者が該当月に支払うその他の便益に合算され、還付が行われた暦年度に該当する自然人所得税年間調整申告（DIRPF）において、課税対象所得として追加されなければならない（2014 年 12 月 18 日付連邦国税庁指示通達第 1529 号による挿入）。

第 3 項 〔行政機関〕に対する支払請求書又は少額支払請求書を通じて支払われる金額に関する不適正又は過剰な源泉徴収に該当する場合の還付については、債権額を証明する書類と併せて、本指示通達添付 I 記載の還付又は償還申請書式を連邦国税庁に提出することにより申請しなければならない。なお、還付額は、還付が行われた暦年度に該当する自然人所得税年間調整申告（DIRPF）に課税対象所得として追加されなければならない（2014 年 12 月 18 日付連邦国税庁指示通達第 1529 号による挿入）。

第 11 条 純益、みなし利益又は裁定利益に課税され、所得税、又は、税金若しくは納付金計算の基礎となる所得にかかる純益に対する社会納付金（CSLL）に関して、不適正又は過剰な源泉徴収が存在する可能性のある法人は、源泉徴収が行われた計算期間の終了時に行われるべき法人所得税（IRPJ）若しくは純益に対する社会納付金（CSLL）の控除においてのみ、又は、当該期間の法人所得税（IRPJ）若しくは純益に対する社会納付金（CSLL）の還付対象額を調整するためにのみ、源泉徴収額を利用することができる。

第 III 節

源泉徴収される社会統合計画基金／公務員計画基金（PIS/Pasep）のための 納付金及び社会保険融資納付金（Cofins）の還付

第 12 条 社会統合計画基金／公務員計画基金（PIS/Pasep）のための納付金及び社会保険融資納付金（Cofins）として源泉徴収される額については、計算対象月における各納付金の支払い額からの控除が不可能である場合には、連邦国税庁が所管する他の租税に関する租税債務に関して、還付又は相殺することができる。

第 1 項 該当月に源泉徴収される金額が同月の各支払納付金の金額を超過する場合には、本条本文が規定する控除が不可能となる。

第 2 項 第 1 項が規定する超過の確定の効果のために、源泉徴収月に支払われる納付金額は、当該月に算定される債権額から控除される適正な納付金額とする。

第 3 項 還付は、本条本文が規定する控除が不可能となる月の翌月以降から連邦国税庁に申請することができる。

第 4 項 本条本文が規定する還付は、本指示通達添付 I 記載の還付又は償還申請書式を通じて、連邦国税庁に申請するものとする。

第 III 章

償還

第 I 節

工業製品税（IPI）に関するクレジットの償還

第 21 条 特別法制に即して帳簿記入される工業製品税（IPI）に関するクレジットは、当該クレジットを帳簿記入した事業所により、その会計帳簿上において、課税製品の搬出を理由とする工業製品税（IPI）に関する債務額からの控除に利用される。

第 1 項 計算期間の終了時に、本条本文が規定する控除において残存する工業製品税（IPI）に関するクレジットは、以下の場合に該当するクレジットである場合には、翌計算期間内で対象となる工業製品税（IPI）に関する債務額から後日控除するために事業所の会計帳簿に継続して記載し、又は、工業製品税（IPI）の債務額からの控除の目的にのみ、当該法人の他の事業所に移転することができる。

第 I 号 社会統合計画基金／公務員計画基金（PIS/Pasep）のための納付金及び社会保険融資納付金（Cofins）の償還として 1996 年 12 月 13 日付法律第 9363 号及び 2001 年 9 月 10 日付法律第 10276 号に規定される工業製品税（IPI）に関するみなしクレジット。

第 II 号 1992 年 2 月 18 日付財務省令第 134 号第 1 条が規定する工業製品税（IPI）制における租税誘因措置から生じるクレジット（2013 年 12 月 19 日付連邦国税庁指示通達第 1425 号による変更）。

第 III 号 1989 年 8 月 21 日付連邦国税局指示通達第 87 号第 6 項に規定する卸売支店への移転が可能である工業製品税（IPI）に関するクレジット（2013 年 12 月 19 日付連邦国税庁指示通達第 1425 号による変更）。

第 IV 号 2012 年 10 月 3 日付政令第 7819 号第 15 条の方式により、自動車に関する技術革新及び生産チェーン成長への誘因プログラムにおいて認定される法人の本社が算定し、同政令第 12 条本文所定第 III 号から第 VIII 号が規定する工業製品税 (IPI) に関するみなしクレジット (2013 年 12 月 19 日付連邦国税庁指示通達第 1425 号による挿入)。

第 2 項 各基準四半期の終了時に、本条本文及び第 1 項が規定する控除が行われた後において、償還可能な工業製品税 (IPI) に関するクレジットが残存している場合には、法人の本社は、連邦国税庁所管の租税に関する自己の債務額の相殺に当該クレジットを利用することと併せて、当該クレジットを計上した事業所を代理してクレジットの償還を連邦国税庁に申請することができる。

第 3 項 償還可能なクレジットは、以下のものに限る。

第 I 号 工業生産のための原材料、中間財及び包装材の搬入に関するもので、基準四半期に帳簿記入されるクレジット。

第 II 号 基準四半期に帳簿記入され、第 1 項第 I 号が規定する工業製品税 (IPI) に関するみなしクレジット。ただし、本社からの移転により受け取る金額は除外される (2013 年 12 月 19 日付連邦国税庁指示通達第 1425 号による変更)。

第 III 号 1997 年 3 月 14 日付法律第 9440 号第 1 条第 IX 号が規定する工業製品税 (IPI) に関するみなしクレジット (2013 年 12 月 19 日付連邦国税庁指示通達第 1425 号による変更)。

第 IV 号 2012 年政令第 7819 号第 15 条の方式により、本指示通達で規定され、同政令第 12 条本文所定第 III 号から第 VIII 号が規定する工業製品税 (IPI) に関するみなしクレジット (2013 年 12 月 19 日付連邦国税庁指示通達第 1425 号による挿入)。

第 4 項 第 1 項第 I 号が規定する工業製品税 (IPI) に関するみなしクレジットの償還は、本社たる事業所が当該クレジットを計上した法人により、以下の引渡し後にのみ、第 41 条所定の方式で利用することと併せて、連邦国税庁に申請することができる。

第 I 号 2002 年度の基準第三四半期以前の期間に関する債権に該当する場合における、基準四半期の連邦税債務・クレジット申告 (DCTF)。

第 II 号 2002 年度の基準第三四半期以降の期間に関する債権に該当する場合における、基準四半期のみなしクレジット計算書 (DCP)。

第 5 項 第 2 項の規定は、1998 年 12 月 31 日時点で事業所の会計帳簿に記載され、同年月日に有効な法令において、継続記載及び利用についての規定が存在しない工業製品税 (IPI) に関するクレジットには適用されない。

第 6 項 第 2 項所定の償還及び相殺に関する申請は、法人の本社たる事業所により、還付、償還又は払戻し及び相殺宣言の申請プログラム (PER/DCOMP) の利用を通じて、又は、その利用が不可能な場合には、当該クレジットを証明する書類を添付した書式を通じて行われる。

第 7 項 償還に関する各申請は、以下により行われなければならない。

第 I 号 一つの基準四半期のみを記載すること。

第 II 号 会計帳簿における控除後に、基準四半期において残存している償還可能なクレジット残高を対象に行われること。

第 8 項 第 2 項所定の相殺に先立って、償還に関する申請が行われなければならない。